

国家と掠奪（1）

——デュゲ=トルーアンの私掠行為とその役割——

吉村 知幸

はじめに

大航海時代は、十五世紀末にポルトガルのエンリケ——通称航海王子と呼ばれる人物——、が行った航海事業から始まったとされている。それから十六世紀にかけて、ヨーロッパの航海者がポルトガルやスペインの権力者から援助を受け、探検航海を行うことによって、今まで認識しなかった地域を次第に明らかにしていった。彼らの探検航海による「発見」は「地理上の発見」と呼ばれる。その発見によって、ヨーロッパ人の世界観は劇的に変化した⁽¹⁾。当時のヨーロッパ人の視点からは「発見」⁽²⁾ではあったのだが、その新しく到達した地域からもたらされる各種貴金属、農作物によって、ヨーロッパ人の生活自体も変化していくことになる。探検航海の先進国であったスペインやポルトガルには、大航海時代初期において莫大な富がもたらされた。しかしながらその探検航海には、常に掠奪行為が伴っていた⁽³⁾。のみならず、掠奪行為を目的とする航海もあった。つまり探検航海と掠奪行為との間には、密接な関係があったと考えられる。本稿では、フランスの航海者であるデュゲ=トルーアン (Duguay-Trouin 1673-1736)⁽⁴⁾が行った私掠行為⁽⁵⁾を取り上げ、彼が戦争においてどのような役割を果たしたのかを考察する⁽⁶⁾。

本稿で取り上げるデュゲ=トルーアンは、そもそもどのような人物であったのか。彼は十七世紀末から十八世紀初頭にかけて活躍した、サン マロ出身の船乗りである。彼の家系は代々海上貿易を行っていて、彼の父親もまた優秀な船乗りであったと伝えられている。この当時サン マロの船乗りの多くは貿易商、もしくは漁師であり、一度戦争が発生すると、その戦いに参加し海上戦力の一翼を担った。彼の父親もまた優秀な船乗りであるのと同時に、優秀な戦闘指揮官であったと伝えられている。そのような環境で育った彼の活動は、1689年か

らまず一介の船乗りとして始まった。その頃の彼が参加した私掠行為は、一隻単位で行われたような、単独で小規模なものであった。そのため標的も小規模な船団であり、戦艦隊に対して戦闘行為を行うことはほとんどなかった。時に戦艦隊に遭遇したとしても、逃亡を図ることが多かった。彼は、一介の船乗りを出発点として徐々に功績を重ね、彼の一族内においても、さらにはサンマロにおいても、航海者としての手腕が認められた。続いて船の指揮を任されるようになり、さらに船団を率いて私掠行為を行うようになった。その評判はサンマロ内にとどまらず、宮廷にまで達した。1700年代に入りスペイン継承戦争の時期になると、彼は王国の海軍においても重要な役割を占め、軍事活動においても一定の役割を果たした。そのように地位や名声が高まるにつれ、彼が率いる船団も一隻、二隻といった単独のものではなく、数隻、時には数十隻に及ぶ船団を率いて掠奪行為を行うようになった。船団の規模が大きくなるにつれ、攻撃対象も多様化し、初期のころのように商船や漁船団を襲撃することもあったのだが、この時期には、戦艦隊に対しても戦闘行為を行った。これは、1680年代において、戦艦隊との交戦を避け逃亡を図ったのと比べると、彼自身の実力の増加がうかがえる。戦艦隊との交戦のように、掠奪行為を目的とした戦闘というよりむしろ、戦闘行為の結果としての掠奪という要素が強まったといえよう。つまり、商船隊を襲撃して、敵国の通商路を破壊し、その敵国に対して経済的打撃を与えるような間接的影響だけではなく、戦艦隊を襲撃することによって、敵国の軍事力そのものに影響を与える存在となった。これは、彼が行っていた私掠行為が、軍事的役割を担っていたことの、一つの証明となるであろう。

現在、海賊行為に限らず、国家が関与するあらゆる掠奪行為、あらゆるテロリズムは否定され、表面上存在しない⁽⁷⁾。しかし、歴史上において私掠行為のように合法とみなされ、積極的に奨励された掠奪行為が存在した。というよりも戦争と掠奪行為が密接に結びつき、ともすれば両者が一致した場合もあった⁽⁸⁾。デュゲ=トルーアンの活躍した時期は、ルイ十四世の治世の時期にちょうど重なる。この時期には数多くの対外戦争が発生したのだが、それらの戦争において彼は私掠行為を行うことによって、海上戦力の一翼を担い重要な役割を果たした。この時期のフランス王国の海軍は整備中であったので、イングランド、オ

ランダといった国々に対抗できる水準に達していなかった。そのため、この時期の海軍は彼のような個人の武力を頼りにしているのが実状であった。

スペイン継承戦争とデュゲ=トルーアン

スペイン継承戦争(1701-13年)はフランスの敗北で終わった。戦争自体は敗北で終わったとはいえ、海上では、デュゲ=トルーアンの活動のように、時には戦況を優位に進展させた場合もあった。彼の率いる船団が、イングランド、オランダ、ポルトガルの戦艦隊を相手に、勝利をおさめることもあった。そして彼の活動は宮廷内において評価された。

以下に掲げる表は、スペイン継承戦争におけるデュゲ=トルーアンの船団の規模と、彼と交戦した船団の規模とを、その船団に搭載された砲門数によって比較したものである。左側が年号、中央は彼が参加した船団の規模、右側が彼と交戦した船団の規模である。これは彼の航海記録に基づき、年号順に並べたものである⁽⁹⁾。この表に基づき彼の戦争中の活動について分析してみよう。

表 船舶数、大砲数の比較

	フランス	対戦国
1701年 スペイン継承戦争開始		
1702年	3隻 64門	オランダ船隊 3隻 オランダ戦艦 1隻 38門程度 オランダ船 1隻
1703年	8隻 294門	オランダ商船隊 14隻 オランダ戦艦隊 6隻 捕鯨船 40隻 護衛船 4隻 イングランド船 1隻
1704年	5隻 162門	イングランド商船隊 護衛船 1隻 72門 イングランド戦艦隊 2隻 126門 イングランド船隊 30隻 護衛船 1隻 54門
1705年	3隻 136門	イングランド戦艦隊 2隻 124門 フレッシングの私掠船 2隻 72~76門 イングランド戦艦隊 17隻 オランダ船 2隻 イングランド商船隊 28隻 (護衛船 2隻 60門)
1706年	3隻 129門	フレッシングの私掠船 1隻 36門 ブラジル船団 200隻 (護衛船 6隻 それぞれ 50~80門)
1707年	6隻 296門	イングランド船 2隻 イングランド船 5隻 361門
1708年	9隻 452門	ブラジル船団 (護衛船 イングランド 2隻、ポルトガル 2隻、オランダ 1隻 それぞれ 50~70門)
1709年	4隻 164門	イングランド船隊 60隻 (護衛船 3隻 184門)
1710年	5隻 290門	イングランドの商船隊 5隻 (護衛船 2隻 140門)
1711年	16隻 728門	ポルトガルの新大陸駐留戦艦隊 7隻 それぞれ 36~74門 イングランド戦艦隊 20隻
1713年 ユトレヒト条約		

デュゲ=トルーアンは戦争中ほぼ毎年船団を襲撃し、私掠行為を行った。彼の率いる船団は商船、漁船、戦艦の区別なく、数多くの船舶と砲火を交えた。中でもイングランド、オランダの船舶に対する戦闘が多く、彼が行った戦闘の七

割以上を占めていた。活動した地域は、フランス近海からブラジルまで広範囲にわたった。彼の活動を年表で調べてみると、1705年が一つの転換点になっている。この年以降、彼の船団は、ポルトガルのブラジル船団のような大規模な船団も襲撃している。

1. 1701年から1705年にかけてのデュゲ=トルーアンの活動

彼の率いる船団は1702年から1703年にかけて、主にオランダの船団と砲火を交えた。彼の船団は1702年に私掠行為を行うため艦装され、サンマロを出港し、その航海の途中スコットランド沖合いで、オランダの船団と遭遇し砲火を交えた。彼はこのときの模様を次のように記述している。

“Nous y primes trois vaisseaux hollandais, venant de Spitzberg; mais une tempête qui nous sépara, fit périr deux de ces prises, sur les côtes d’Écosse; l’orage ayant cessé, et cherchant à rejoindre mes camarades, je découvris au lieu d’eux un vaisseau de guerre hollandais de trente-huit canons qui croisait pour couvrir les pêcheurs de harengs ; j’arrivai sur lui, et ayant arboré mon pavillon, je fis prolonger ma civadière afin de l’aborder plus aisément.”⁽¹⁰⁾

デュゲ=トルーアンはオランダの船団に対して勝利を得たのだが、嵐によって拿捕したオランダ船三隻のうち二隻を失った。さらに航海を続け、オランダの戦艦と遭遇し、砲火を交えた。彼の船団はこのオランダ戦艦に対して、接舷攻撃を行うことによって降伏させ、拿捕することに成功した。

彼は1703年に再び航海に出た。この航海の目的は、

“Je fis joindre à ces trois vaisseaux deux frégates de Saint-Malo de trente canons chacune, dans le dessein d’aller tous cinq détruire la pêche des Hollandais sur les côtes de Spitzberg.”⁽¹¹⁾

と彼が記述しているように、北海にあるオランダの漁場を破壊することであった。その航海の途中、彼の船団はオランダの戦艦隊と遭遇した。彼はその時の模様を次のように記述している。

“Dans cet espoir, je m’avançai pour les reconnaître de plus près, mais le brouillard se dissipant, nous connûmes que c’était une escadre de gros vaisseaux de guerre hollandais, qui croisaient au-devant de ceux que nous cherchions.”⁽¹²⁾

彼の船団はこのとき別のオランダの船団を追跡していたのだが、標的にしていた船団とは全く違うオランダの戦艦隊と遭遇し、砲火を交えた。彼の船団はこの戦艦隊に対して勝利を収めることができなかったのだが、彼の船団が戦艦隊と砲火を交えるのに十分なほどの武装をほどこしていたからこそ、交戦が可能であった。航海に初めて出た頃の彼ならば、砲火を交えることなく逃走せざるをえない状況であった⁽¹³⁾。彼はこの戦艦隊との交戦の後、目的地であるオランダの漁場に向かい、そこでオランダの捕鯨船団と遭遇し、その船団を襲撃した。彼はその時の状況について次のように記述している。

“La rencontre de cette escadre ennemie m’empêcha de croiser plus longtemps sur ces parages, et me fit aller droit aux côtes de Spitzberg. Nous y prîmes, rançonâmes, ou brûlâmes plus de quarante vaisseaux baleiniers.”⁽¹⁴⁾

この捕鯨船団に対する襲撃は成功し、多数の船舶を拿捕することに成功した。しかしながら、

“Nous essayâmes, dans cette longue traversée, des coups de vent fort vifs et fort fréquents, qui séparèrent une partie de nos prises: quelque-unes firent naufrage, quelques autres furent reprises par les ennemis, et nous n’en conduisîmes que quinze dans la rivière de Nantes, avec un vaisseau anglais chargé de sucre, que nous avions pris chemin faisant; après quoi nous retournâmes à Brest, pour y désarmer.”⁽¹⁵⁾

という記述のように嵐にあい、拿捕した船舶を数多く失った。

オランダと並び、彼の掠奪対象となった国はイングランドである。彼は1704年の航海において、イングランドの戦艦隊と砲火を交えている。彼はこのときの模様を次のように記述している。

“Peu de jours après, la *Mouche* s’étant séparée de nous pendant la nuit, fut rencontrée par ce même vaisseau la *Revanche*, qui la joignit et s’en empara, il s’était fortifié de la compagnie du *Falmouth*, vaisseau de guerre anglais de cinquante-quatre canons, à dessein de nous chercher, mon camarade et moi, et de nous combattre; du moins s’en vanta-t-il au capitaine de la *Mouche*, lorsqu’il s’en fut rendu maître.”⁽¹⁶⁾

“Je fis signal à l’*Auguste* de donner au milieu de la flotte, et je m’avançai vers le *Coventry* pour l’aborder; un peu trop d’ardeur me fit le dépasser de la portée du pistolet, et manquer ce premier abordage; je revins aussitôt sur lui, et m’en rendis maître en moins de trois quarts d’heure. Douze autres vaisseau anglais de cette flotte furent pris; le reste se sauva à la faveur de la nuit, qui les déroba à notre poursuite.”⁽¹⁷⁾

このときの戦闘は、夜になったため襲撃した船舶を全て拿捕することはできなかったのだが、彼の勝利に終わった。しかし戦闘の勝利より注目すべきことは、このイングランド戦艦隊は、明らかに彼の船団を標的にしていたということである。これは彼の評判が他の国にまで及び、彼の存在がイングランドにとっても無視しえないものであった証拠となろう。フランスにおいても彼の實力は評価され、彼の率いる船団によって 1705 年、巡航活動が行われた。彼はその時の模様について、次のように記述している。

“Nous établîmes notre croisière à l’entrée de la Manche, et sur les côtes d’Angleterre: nous y trouvâmes deux vaisseaux de guerre anglais, l’*Élisabeth* de soixante-douze canons, et le *Chatam* de cinquante-quatre.”⁽¹⁸⁾

彼はこのときの巡航活動の場所として英仏海峡を設定している。これは明らかにイングランド戦艦隊を標的にしたものである。彼は同じ年スペイン沿岸を巡航するのだが、その時の状況を次のように記述している。

“Tous les autres du port de Brest étaient employés pour le service du roi, ainsi je remis en mer avec ce seul vaisseau, et fus croiser sur les côtes d’Espagne, dans le dessein de joindre l’armée navale du roi, commandée par M. le comte de Toulouse amiral de France.”⁽¹⁹⁾

彼がこの時スペイン沿岸に巡航活動の場所を設定したのは、大提督⁽²⁰⁾の職についていたトゥルーズ伯と共同行動を取るためであった。これは彼のような私掠行為を行うものが、権力者の意思に従って行動した事例である。そしてトゥルーズ伯のような正規の海軍と行動をともにするという事は、彼のような個人の軍事力に頼らなければならないほど、フランスの海軍力が弱体であったことの証明でもあり、現代的な意味での、海軍としての組織が確立していなかったことにもなる。

デュゲ=トルーアンは、スペイン継承戦争の前半にあたる 1701 年から 1705 年にかけて、敵国の船団を打ち破ることによって、軍事的に大きな役割を果たした。ただし、それは敵国の船団の撃破、壊滅が目的であったのではない。彼が敵国の船団を完全に破壊してしまうことは、めったにないことであった。まず敵国の船団を打ち破ることが重要であったのだが、その次に船舶の拿捕も重要な目的であった。つまり、彼が船舶を拿捕することによって、捕虜にした船団の責任者や乗組員から獲得できる身代金、積荷の掠奪、拿捕した船舶を売ることによって獲得できる利益等も軽視できない目的であった。そのため戦闘行為も砲撃によって船舶を航行不能にするより、接舷攻撃によって敵船を降伏に至らせることによって決着をつけた。敵の船団責任者を戦闘中に殺害することはあったとしても、戦闘終了後、捕虜になった敵の船団責任者を処刑することはめったになかった。

2. 1706 年から 1713 年にかけてのデュゲ=トルーアン

彼の私掠行為は、1706 年以降さらに大規模なものとなった。その一つの例が、彼が 1706 年と 1708 年に、大規模なポルトガルのブラジル船団を襲撃したことである。彼は 1706 年の航海の時に遭遇した、ポルトガルのブラジル船団発見の様様を次のように記述している。

“Étant à la hauteur de Lisbonne, environ quinze lieues au large, nous découvrimés une flotte de deux cents voiles, venant du Brésil, escortée par six vaisseaux de guerre portugais, depuis cinquante jusqu’à quatre-vingts canons.”⁽²¹⁾

彼がこのとき発見した、ポルトガルのブラジル船団は、護衛船団によって守られていた。彼はその船団を発見した後、その船団に対して攻撃を仕掛けた。彼はこの襲撃の模様を次のように記述している。

“Ce vaisseau surpris ne me répondit que de cinq ou six coups de canon; et le feu continuel de ma mousqueterie l’empêchant de pouvoir manœuvrer ses voiles d’avant, j’eus le temps de revirer de bord sur mes deux huniers, et de le prolonger pour exécuter mon abordage.”⁽²²⁾

ブラジル船団を護衛していたポルトガルの戦艦隊は、彼の不意の襲撃によってたいした抵抗を示すことができなかった。彼の船団はこのブラジル船団に接近することに成功し、そして、

“Pendant que cela se passait, j’étais occupé à combattre de loin les autres vaisseaux de guerre pour les retarder, en les obligeant à me canonner de même, et pour donner par cette diversion tout loisir à M. de Ruis de bien amariner le vaisseau pris.”⁽²³⁾

という記述のように、この船団に対して接舷攻撃を仕掛けた。この襲撃は首尾よく成功し、彼の船団は勝利を収めることができた。

彼は1708年に再度ポルトガルのブラジル船団を襲撃した。彼はその時の模様を次のように記述している。

“Il s’agissait d’aller attendre la nombreuse flotte du Brésil. J’avais reçu avis que les ennemis avaient envoyé sept vaisseaux de guerre au-devant d’elle, et qu’ils croisaient sur les Iles des Açores, où elle devait passer nécessairement, pour s’y rafraîchir, et y prendre escorte.”⁽²⁴⁾

彼の船団はアゾレス諸島で待ち伏せをして、この船団を襲撃した。アゾレス諸島付近の海域は、ポルトガルのブラジル船団の航路になっていた。彼の船団はこのブラジル船団に対して勝利を収めることができ、この船団からもたらさ

れた掠奪品によって多額の利益を挙げることができた。

戦争末期の1711年、彼はポルトガルの植民地であったリオ・デ・ジャネイロを攻撃した。この時期のリオ・デ・ジャネイロは、豊かな植民地であるとされた場所であった。都市を攻撃するので軍事行動の要素が強かったのだが、掠奪行為も目的の一つであった。というのもこれらの都市の攻撃は、永続的占拠が目的ではなく、あくまでも身代金の獲得の一手段として、攻撃したからである。次に引用する史料は、彼がリオ・デ・ジャネイロ攻撃について言及した部分である。

“Ce fut dans ce voyage que je commençai à former une entreprise sur la colonie de Rio de Janeiro, l’une des plus riches et des plus puissantes du Brésil.”⁽²⁵⁾

彼が行ったリオ・デ・ジャネイロ襲撃の航海は、国王から船舶、人員、資金等、必要なものの援助を受けて行われた。都市を攻撃する場合、ある程度まとまった兵力、武装が必要であるので、国王のような強力な経済基盤を持った後援者を必要とした。彼のリオ・デ・ジャネイロ襲撃は成功し、首尾よく身代金の獲得に成功した。

3. スペイン継承戦争におけるデュゲ=トルーアンの評価

以上検討してきたように、彼はスペイン継承戦争において軍事面、そして経済面において大きな影響を与えた。軍事面においては、敵の戦艦隊を打ち破るのみならず、巡航活動によってフランスの船舶の安全を保障するなど海軍としての役割を担った。経済面においても、敵国の船団を掠奪することによって、フランスの利益に貢献しただけではなく、敵国の経済に対しても打撃を与えた。彼は、これら私掠行為の功績によって、宮廷内で大きく評価された。その評価の一例は1706年に、彼が国王より海軍の要職を得たことである。彼はその時の模様について次のように記述している。

“Le roi avait eu la bonté de me faire capitaine de vaisseau à la dernière promotion; et c’était pour moi un motif de redoubler de zèle pour son service.”⁽²⁶⁾

この昇進は、前年の1705年に多くの船団を打ち破った功績に対するものと考えられる。彼はこの時の昇進によって、国王から船団指揮官としての地位を認められ、海軍における地位を強固にした。続いて、彼は1707年に国王から騎士の叙任を受けた。彼はそのお礼のため、ヴェルサイユ宮殿を訪れ、国王と謁見した。彼はその時の模様を次のように記述している。

“Je me randis à Versailles, où Sa Majesté voulut bien me faire connaître qu’elle était satisfaite de mon zèle et de mes services.”⁽²⁷⁾

国王自身、彼の活動について関心を寄せていたことがうかがえる。彼の活動は海軍の要職を得たこと、騎士への叙任に見られるように、宮廷において高く評価された。彼は、サン マロの船乗りの一族であって、代々宮廷に仕える貴族ではない。その彼が私掠行為による功績が認められ、王国の海軍内で公的な役割を得たのである。この時代、いわゆる現代の意味するところの国家の枠組みが確立されず、公的な部分と私的な部分との区別が不分明であったとはいえ、彼のように王国海軍の役職を得ることは、名誉なことであった。一般的に、私掠行為は、時の権力者によって度々禁止令が出されたように、権力者から疎まれる存在でもあったのだが、この宮廷内の高い評価は、彼の活動が時の権力者の意図と一致していたことを証明している。

彼はスペイン継承戦争期、敵国であるイングランド、オランダ、ポルトガルに対し掠奪行為を展開している。彼が標的とした船団は戦艦隊、商船隊等、多様であった。そして彼が掠奪行為を行った地域も、フランス近海からブラジルまで、広範囲にわたった。さらに、彼は戦争中、敵の戦艦隊との戦闘のように、戦闘行為自体を目的として、敵の船団を襲撃した時があった。彼は敵の戦艦隊との戦闘の後、掠奪行為を行ったのだが、それは戦闘の勝利の結果としてもたらされるものであった。彼にとり掠奪行為自体も、重要であったのだろうが、あくまでも戦闘行為自体が目的なのであり、敵の船団を打ち破ることがまず目的であった。このような意味で彼は、単に掠奪行為を行っただけでなく、戦争そのものに影響を与えた。ただし彼の活動は海上に限定されていたので、戦争の勝敗にまで影響を与えることはなかった。というのも彼の海上における勝

利は、あくまでも彼個人の勝利であって、フランス海軍全体の勝利ではなかった。そのためフランス全体の勝利と必ずしも一致していなかった。とはいえ彼の行った掠奪行為は、王国に対して何ら影響を与えなかった、とみなすことはできない。彼がスペイン継承戦争において行った私掠行為は、単なる掠奪行為にとどまるものではなく、軍事行動という側面があった。彼は、掠奪行為を行うのと同時に、この時代では「王家の」と表現すべきなのだが、戦争という国の利益に関わるものに深く関係した。

彼の行った私掠行為を、戦争との関係において一定の役割を担った、合法的な掠奪行為という面から考察してきた。しかし私掠行為は、違法的な側面もあった。私掠行為は海賊行為であるため、戦争がひとたび終結すれば、その掠奪行為は、単なる海賊行為とみなされる。私掠行為を行うもの達が、掠奪行為のほかに、例えば商業や漁業のように、利益を得る手段があれば生活に困窮することはないのだが、それらの手段がないと、海賊行為を続けざるを得なかった。平時における私掠行為者に対する対策は、どの国でも頭を痛めていたことである⁽²⁸⁾。私掠の特許状の付与が海賊対策の一環であり、かつ国家の政策に深く関与していた一面があったために、私掠行為を否定し、討伐を徹底するということはできなかった。そのため権力者は私掠行為の禁止令を幾度も布告したのだが、それらは効果をあげなかったことも事実である⁽²⁹⁾。

私掠行為を行うものにとり、私掠行為の特許を得る過程で国王ないし王権に属する権力機関の許可が必要であったので、権力者の影響が皆無ということはないのだが、権力者からの度重なる禁止令がほとんど効果を及ぼさなかったことから、この権力者の許可は、単に自己の行為を正当化するためのものであったのだろう。私掠行為は他人の船舶に対して攻撃を加え掠奪行為を行うので行為自体、海賊行為と何ら変わるものがない。さらに私掠行為は、被害者にとって海賊行為以外の何者でもない。被害国が加害者の逮捕の要求を行うことは当然のことである⁽³⁰⁾。あるいは被害国が、私掠行為の被害者に対し私掠の特許状を与えることによって、対抗することも考えられた。つまり、海賊対策としてとられた方法が、更なる海賊行為を誘発することもあった。このように私掠行為は、合法的側面ばかりを強調するあまり、違法的側面をとすれば軽視して

しまう。しかしながら、当時のヨーロッパの権力者は、掠奪行為が戦争時における有効な戦略であるとみなしていた⁽³¹⁾。国王自身が、戦争を有利に遂行するために、私掠行為を奨励したことは事実である。しかし国家の枠組みが確立し、軍事組織も国家が運営できるようになると、私掠行為のような個人の武力に基づくものは、国家の利益にそぐわなくなり、討伐の対象となり、衰退の道を歩むことになる。ただスペイン継承戦争時において、デュゲ=トルーアンのように私掠行為を行うもの達が、戦争に対して重要な役割を果たしたことは、疑いようがない。

(続く)

【註】

- (1) この時代の記録については、会田由他監修『大航海時代叢書』全十巻、別巻一、岩波書店、1965-70年、を参照。
- (2) 本稿において、「新大陸」等のように、現在の社会通念上差別表現に類する表現を用いることがあるが、この当時のヨーロッパ人の実態を表現する上では、これらの表現が適切であると考えあえて使用した。筆者はあらゆる差別が撤廃されることを心から願うものであって、あらゆる差別を助長し、肯定する意思を全く持っていない。最初に断っておく。
- (3) コロンのアメリカ大陸発見の航海においても掠奪行為が行われていた。会田由他監修『航海の記録』大航海時代叢書 1 岩波書店、1965年。
- (4) 本稿におけるデュゲ=トルーアンに関する記述は、Duguay-Trouin, *Memoires*, Edition France-Empire, Paris, 1991. を基にした。
- (5) 私掠行為とは、国もしくはそれに準ずる機関が、戦争中敵国に限って海賊行為を許可した行為のことである。(川北稔責任編集『歴史学事典』1 交換と消費、弘文堂、1994年。)
- (6) 現在のところ日本において、フランスの私掠行為について研究したものは、ほとんどない。フランスにおいて、André Lespagnol, *La course malouine au temps de Louis XIV*, Edition Apogée, Rennes, 1995. 等、様々なものがある。
- (7) 旧日本軍が第二次大戦中に起こした南京大虐殺事件について、様々な議論があるのだが、それらは規模や存在の有無に関することがほとんどであって、その掠奪行為を肯定した主張はほとんどない。
- (8) 山内進『掠奪の法観念史』、東京大学出版会、1993年。

- (9) Duguay-Trouin, op.cit.
- (10) Ibid., p. 59.
- (11) Ibid., p. 61.
- (12) Ibid., p. 61.
- (13) デュゲ=トルーアンの初期の航海は、Ibid., pp. 17-21. に記述されている。
- (14) Ibid., p. 65.
- (15) Ibid., p. 66.
- (16) Ibid., p. 67.
- (17) Ibid., pp. 67-68.
- (18) Ibid., p. 71.
- (19) Ibid., p. 85.
- (20) 大提督という役職は、フランスの海上における政策を決定する重要な役職である。
生田滋他編集 『フランスとアメリカ大陸』二 大航海時代叢書 第 期 19、岩波書店 1987 年。
- (21) Duguay-Trouin, op. cit., p. 87.
- (22) Ibid., pp. 87-88.
- (23) Ibid., p. 90.
- (24) Ibid., p. 113.
- (25) Ibid., p. 128.
- (26) Ibid., p. 86.
- (27) Ibid., p. 100.
- (28) 例えばイングランドでは、王室海軍の一員としての地位を与えることによって投降を促した。これはある程度成功し、海賊は減少した。フィリップ・ゴス著 朝比奈一郎訳 『海賊の世界史』、Libro、1994 年。チャールズ・ジョンソン著 朝比奈一郎訳 『イギリス海賊史』全二巻、Libro、1983-1992 年。
- (29) 私掠行為を禁止する布告の一例として、1691 年のものがある。しかしながら以後も私掠行為が行われたことから、この布告の効果はなかったようだ。*Déclaration du Roy contre les Corsaires ennemis*, Guillaume-Desprez, Paris, 1691. (1985 年にマイクロフィッシュ化) から。
- (30) 十六世紀のイングランドとスペインの抗争において、ドレイクのような私掠行為の加害者は、スペイン側により指名手配され、賞金もかけられていた。生田滋他編集 『イギリスの航海と植民』一 <大航海時代叢書> 第 期 17、岩波書店、1983 年。
- (31) 山内進、前掲書。

A Z U R

本記事は、成城大学フランス語フランス文化研究会の
機関誌『AZUR』第3号(2002年3月発行)に掲載されました。

成城大学フランス語フランス文化研究会

Société d'étude de la langue et de la culture françaises
de l'Université Seijo

http://www.seijo.ac.jp/graduate/gslit/orig/areas/europe/azur_index.html